

困った時に助けてくれる施設や制度がたくさんあります。

申し利用して、育児と暮らしにゆとりをどうぞ。

利用する

①産前産後休業

どんなもの

勤めている女性にとって、出産前後の休暇が気になるところです。

出産予定の女性労働者には産前・産後の休業制度が認められています。

産前休業については、請求することにより出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から取得することができます。

また、産後休業については、請求しなくても出産後8週間は取得できることになっています。

なお、産前産後休業中及び産後休業後30日間は労働者の解雇は労働基準法により全面的に禁止されています。

利用方法は

産前休業については、職場の担当者を通じて事業主に請求し、産後休業については、出産日を連絡して取得します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

◎その他の働く妊産婦の保護

どんなもの

働きながら安心して子供を産むことができるよう、妊産婦（妊娠中～産後1年を経過しない女性）は、請求することにより、労働基準法等で定められた次の制度を利用することができます。

- 軽易な業務への転換（妊婦のみ）
- 危険な有害な業務への就業を制限
- 時間外・休日労働、深夜労働の制限
- 変形労働時間制適用の制限
- 勤務時間中の健康診査の受診
- 主治医から指導を受けた場合の休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等の措置

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。（fについては、指導内容を的確に伝えるため「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用が望ましいです。）

〈問合せ先〉

a～dについては、最寄りの労働基準監督署 ※下欄

e、fについては、石川労働局雇用環境・均等室

公共職業安定所（ハローワーク）一覧

名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
ハローワーク金沢	〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42	(076)253-3030	金沢市
ハローワーク津幡	〒920-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4	(076)289-2530	かほく市、津幡町、内灘町
ハローワーク小松	〒923-8609 小松市日の出町 1-120	(0761)24-8609	小松市、能美市、川北町
ハローワーク白山	〒924-0871 白山市西新町 235	(076)275-8533	白山市、野々市市
ハローワーク七尾	〒926-8609 七尾市小島町西部 2	(0767)52-3255	七尾市、中能登町
ハローワーク羽咋	〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6	(0767)22-1241	羽咋市、志賀町、宝達志水町
ハローワーク加賀	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ 78-3	(0761)72-8609	加賀市
ハローワーク輪島	〒928-8609 輪島市鳳至町畠田 99-3	(0768)22-0325	輪島市、穴水町
ハローワーク能登	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3-2-2	(0768)62-1242	珠洲市、能登町

労働基準監督署一覧

名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
金沢労働基準監督署	〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3F	(076)292-7945	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、河北郡
小松労働基準監督署	〒923-0868 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7F	(0761)22-4316	小松市、加賀市、能美市、能美郡
七尾労働基準監督署	〒926-0852 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 2F	(0767)52-3294	七尾市、羽咋市、羽咋町、鹿島郡
穴水労働基準監督署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ 84 穴水地方合同庁舎 2F	(0768)52-1140	輪島市、珠洲市、鳳珠郡

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

※また、妊娠・出産及び育児に関する措置を利用したこと等による解雇等の不利益取扱いやハラスメントは男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により禁止されています。

②育児時間

どんなもの

出産後に職場復帰した後も授乳などの時間が欲しいという要望があります。

このために女性労働者は子どもが満1歳になるまで1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を労働基準法で定める休憩時間のほかに請求することができます。

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

③育児休業

どんなもの

今の仕事を辞めずに一定期間だけ休んで、子育てに専念したいと思っている労働者は、男女にかかわらず以下の休業制度が利用できます。休業期間中は申請することで社会保険料（厚生年金や健康保険）が会社・自己負担分ともに免除されます（ただし、一定の要件があります）。

1. 出生時育児休業（産後パパ育休）

子どもの出生後8週間以内に4週間まで休業することができます。また、分割して2回取得することができます。

2. 育児休業

子どもが満1歳（保育所に入れないなど一定の場合には1歳6か月、さらに保育所に入れないなどの場合には2歳）になるまでの希望する期間、休業することができます。また、分割して2回取得することができます。父母ともに育児休業を取得すると、パパ・ママ育休プラスという特例の対象となり、子どもが1歳2か月になるまで休業できます（ただし、一定の要件があります。）。

利用方法は

1. 出生時育児休業（産後パパ育休）

原則、休業の2週間前（労使協定の定めにより1か月前の場合あり）までに書面で申し出ます。分割取得する場合は初めにまとめて申し出る必要があります。

2. 育児休業

原則、1か月前まで（1歳6か月及び2歳までの休業については2週間前）に書面で申し出ます。分割取得する場合は、休業ごとにそれぞれ申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎ (076) 265-4429

◎育児休業給付金

どんなもの

育児休業を取りたいけれどその間は給与がもらえず生活が苦しくなるので考えてしまう人がいます。このような人に一定の給付金を支給して、育児休業を取りやすく、復帰の援助をするのが育児休業給付です。対象は、雇用保険の一般被保険者で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合です。

〈支給額〉

休業中は、休業前賃金の67%を支給対象期間ごとに給付（ただし、休業開始から180日経過後は50%を給付）

利用方法は

初回の支給申請を行う日（育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日）までに育児休業給付受給資格確認票等必要書類を公共職業安定所（ハローワーク）に提出し、受給資格の確認を受けてから、事業主又は被保険者が2か月に一度、支給申請を行います。または受給資格の確認と初回の支給申請を同時に行うこともできます。

〈問合せ先〉

最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

☎資料16ページ

④短時間勤務制度

どんなもの

子が3歳未満の時期は子育てに特に手がかかるものです。特に保育所への送り迎えなど、子育ての時間を確保することが仕事を続けるために必要となってくることから、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者は、短時間勤務制度（原則として1日6時間）を利用することができます。

利用方法は

制度の内容や手続の方法は事業主が定めることとなっているので、職場の担当者に確認し、申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎ (076) 265-4429

⑤出産手当金

どんなもの

被用者保険被保険者が妊娠4か月（85日）以上で出産（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）し、産休中に給与が出ない場合や減額される場合に、標準報酬月額額の3分の2（支給額は支給開始される前1年間の標準報酬月額を基に決定します。詳しくは、加入する保険者へお問い合わせください。）を

限度に、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で支給されます。

また、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日時点に出産手当金を受けている方、または受ける条件を満たしている方は、退職後も出産手当金を受けることができる場合があります。

〈問合せ先〉健康保険証の発行元

⑥出産育児一時金

どんなもの

医療保険の加入者が妊娠4か月（85日）以上で出産（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）したとき、子ども一人につき、50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は48万8千円）の一時金が受けられます。

①医療機関等への直接支払制度

出産育児一時金を医療保険者から直接、医療機関等へ支払う方法で、病院の窓口を支払う出産費用を用意する負担が軽減されます。

②出産育児一時金請求

①を利用しなかった場合、医療保険者から加入者へ出産育児一時金を支給します。また、①を利用した場合でも、出産費用が50万円（48万8千円）未満だった場合、医療保険者から差額を支給します。

※出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用が必要な場合の無利子の貸付制度があります。

〈問合せ先〉健康保険証の発行元

☎ (076) 264-7202

⑦その他 仕事と育児の両立のための制度

両立支援等助成金

◎出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

どんなもの

【第1種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の子育て休業を取得させた中小事業主に支給する。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合

【第2種】

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

第1種	育児休業取得	20万円
	代替要員加算	20万円（3人以上45万円）
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1年以内達成：60万円<75万円>
		2年以内達成：40万円<65万円>
		3年以内達成：20万円<35万円>

※生産性要件を満たした事業主は＜＞の額を支給。

◎育児休業等支援コース

どんなもの

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主(①～④は中小企業事業主)に支給する。

- ①育児取得時 ②職場復帰時：「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

①育児取得時	28.5万円<36万円>	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	
③業務代替支援 (1人当たり) ※10人まで	ア 新規雇用(派遣を含む) ※47.5万円<60万円> イ 手当支給等 ※10万円<12万円> ※有期労働者加算9.5万円<12万円>	
④職場復帰後 支援	28.5万円 <36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助
⑤新型コロナ ウイルス 感染症対応 特例	1人当たり5万円 ※10人まで(上限50万円)	

◎不妊治療両立支援コース

どんなもの

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた 中小企業事業主に支給する

(*)不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

- ・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと
- ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得または利用させたこと

②長期休暇の加算

休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

①環境整備、休暇の取得等	②長期休暇の加算
28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額

◎新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース

どんなもの

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給する。

・対象となる労働者

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)

・対象期間等

令和2年5月7日～令和5年3月31日(注)

注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

	支給額
対象労働者1人当たり	28.5万円 ※5人まで

※上記に加えて、上記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金(15万円(1回限り))を設けている(労災勘定)

対象期間等：令和3年4月1日～令和5年3月31日(注)

注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

出産・育児のために労働者が利用できる制度

は女性のみの制度

妊娠～	産前6週	産後8週	子が1歳まで	子が1～3歳	子が3歳～ 小学校入学まで	
軽易な業務への転換(妊娠中)						
時間外・休日労働、深夜業の免除／変形労働時間制の適用制限／検診休暇／ 医師の指導による休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等						
	産前休業	産後休業				育児時間(1日30分×2回)
育児休業 (一定の場合は1歳6か月及び2歳まで。夫婦で取得するなど一定の要件を満たした場合は1歳2か月まで。出産した場合は産後休業後から取得可能。分割して2回取得可能。)						
出生児育児休業(産後/VV育休) (子どもの出生後8週間以内に4週間まで。分割して2回取得可能。)						
短時間勤務(1日6時間に短縮)／所定外労働免除						
時間外労働の制限(月24時間、年150時間以下)／深夜業の免除／子の看護休暇制度						

〈問合せ先・支給申請先〉

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

※両立支援等助成金について

令和4年度要件を掲載しております。

次年度の要件については、ホームページ等でご確認
いただくか、上記までお問い合わせください。

⑧児童手当

どんなもの

子どもを育てるには何かとお金がかかり、保護者の
子育て費用負担が重くなっています。

このため、中学校修了まで（15歳到達後最初の3
月31日まで）の児童を養育している方に支給され
るのが児童手当です。

〈支給額〉

0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円
所得制限限度額超世帯	5,000円

※令和4年10月支給分から、所得制限限度額超世帯
のうち受給者の所得が一定額以上の場合、児童手
当は支給されません。

利用方法は

各市町の児童福祉担当課へ申請してください。

（公務員の場合は、各職場へ申請）

ミニ情報

～ひとり親家庭向けの支援～

ひとり親家庭向けの様々な支援があります。

対象者や申請方法等の詳細は、右下のQRコードを
読み取って、ご覧ください。

県少子化対策監室のホームページ



⑨プレミアム・パスポート

どんなもの

18才未満のお子さん（妊娠中も含む）が2人以上
いる家庭を対象とし、パスポートを発行します。

※令和4年12月からパスポートはデジタル化となり
ました。

利用方法は

パスポートを提示することで協賛店から各種割引な
どの特典が受けられます。

※プレミアム・パスポートの協賛店
は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.i-oyacom.net/prepass/>

〈申請窓口〉

- ◆子育てにやさしい企業推進協議会
（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団内）
- ◆市役所・町役場窓口
- ◆県庁（少子化対策監室）
- ◆いしかわ就職・定住総合サポートセンター



⑩いしかわエンゼルマーク運動

どんなもの

おむつ替えの設備の設置や、特典の提供、親子で参
加できるイベントの実施など、すべての子育て家庭
を対象に企業・団体が子育て応援サービスを提供し
てくれるものです。

利用方法は

- チャイルド・プレミアム事業
毎月19日「県民育児の日」にお子さま1人以上
同伴で協力店を利用した際に、各種割引や特典を
受けられます。
- 親子ウェルカム活動
・授乳できるスペース、おむつ替えのスペース、
ミルクを作るためのお湯やキッズスペースなど
を利用できます。（赤ちゃんの駅含む）
・親子連れの買い物客に特典の提供（プレゼント、
商品の割引、ポイント倍増など）
- その他、子どもだけでなく親子で参加できる活動
を行っている企業・団体があります。
※チャイルド・プレミアム協力店、赤ちゃんの駅は
下記ホームページをご確認ください。
<https://www.i-oyacom.net/prepass/>

〈問合せ先〉

子育てにやさしい企業推進協議会

（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団内）

金沢市鞍月東2-1 石川県立総合看護専門学校1F

☎(076)255-1543

⑪育児用品のリサイクル

どんなもの

成長の早い乳幼児の洋服などは、すぐに使えなくなっ
てしまいます。そこで、資源の有効活用と育児費用
の軽減を図るため、育児用品に特化したフリーマー
ケットを開催しています。

〈開催・問合せ先〉

- 育児用品リサイクルショップ
開催日等については、下記ホームページをご確認下さい。
<https://www.i-oyacom.net/recycleshop/>
問合せ （公財）いしかわ結婚・子育て支援財団
☎(076)255-1543

⑫かかりつけ医

どんなもの

乳幼児期の子どもは、曜日や時間にかかわらず、突
然病気になるたりケガをすることがあります。この
ような時でも、お子さんのいつもの様子や体質など
を把握しているお医者さんが近くにいれば安心。そ
れがかかりつけ医です。信頼できるかかりつけ医を
もつようにしましょう。

利用方法は

まず、かかりつけ医に連絡し、連絡不能なときは家
から近い診療所や病院へ直接連絡して下さい。

☞資料54ページ～

ミニ情報①

石川県内のこどもの救急

- お医者さんに行く前に
・こどもの救急

～おとうさん、おかあさんのための救急ノート～
診療所や病院がお休みの夜間、日曜日、祝祭日などに、お子さんの具合が悪くなったたらどうすればいいのかなど、迷ったときにはこのパンフレットを参考にしてください。

パンフレットは、石川県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/>

・こどもの救急Webサイト

日本小児科学会のホームページ「こどもの救急」では、お子さんの症状をホームページ上でチェックすることで、お医者さんに行くか行かないかのめやすを示してくれます。

<http://kodomo-qc.jp/>

・小児救急電話相談

夜間、お子さんが急な病気や事故で心配なとき、家庭でどのように対処すればよいか、直ちにお医者さんに行く必要があるかについて、電話でアドバイスをします。

【電話相談受付時間】午後6時～翌朝8時(365日、毎日実施しています)

【電話番号】#8000 または076-238-0099

※電話相談は家庭での一般的な対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

※1回線のみ対応となりますので、簡潔にご相談ください。話し中の場合は恐れ入りますが、少し時間をおいておかけ直してください。

※対象者は15歳以下のお子さんに限ります。

●休日当番医

休日の応急的な医療や軽症の方に対応するため、地域の診療所等が当番で治療にあたっています。この当番医については、新聞や市町の広報などでご確認ください。

※「石川県医療・薬局機能情報提供システム」でも確認できます。

※当番医が小児科医であるとは限りません。

●休日夜間急患センター(365日毎日診療)

金沢広域急病センター(小児科・内科)

金沢市西念3丁目4番25号(金沢市駅西福祉健康センター1階)

☎ (076) 222-0099 FAX (076) 222-5566

診療時間：午後7時30分～午後11時

※GW、年末年始などは、診療時間が変更になります。詳しくはホームページをご覧ください。

南加賀急病センター(小児科・内科)

小松市向本折町60(小松市民病院南館1階)

☎ (0761) 23-0099 FAX (0761) 23-0014

診療時間：月～土：午後7時～午後10時30分

日・休日等：午前9時～午後0時、午後1時～午後10時30分

※「休日等」とは、祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。

●お子さんが異物などを誤って飲み込んでしまった場合(公財)日本中毒情報センターの電話サービスが便利です。

中毒110番(一般専用：情報料無料)

大阪 (072)727-2499 (365日、24時間)

つくば (029)852-9999

(365日、午前9時～午後9時)

タバコ誤飲事故専用電話

(情報料無料、自動音声応答による一般向け情報)

大阪 (072)726-9922 (365日、24時間)

⑬子ども医療費の助成

どんなもの

子どもは病気にかかりやすく、若い世帯にとってその費用負担が大きくなっています。

このようなときに支払った医療費を助成してくれるものです。

〈助成対象〉

中学生までの入・通院医療費

(高校生までのところもありますので、市町担当課に確認して下さい。)

〈自己負担額〉

・外来は1日上限500円(1医療機関あたり)

・入院は月1,000円

(自己負担がない市町もありますので市町担当課に確認してください。)

⑭子育て支援タクシー

どんなもの

あらかじめ保護者の方からご予約いただいたお子様のお一人での移動を支援するサービスで、通園、通学、塾や病院などへ安全・確実に送迎してくれるものです。

〈公費負担医療制度〉

制 度 名	内 容	用 件	窓 口	備 考
妊娠高血圧症候群など療養支援費	妊娠高血圧症候群及び糖尿病、心疾患、貧血、産科出血などの医療	・7日以上入院(上限21日) ・一定所得以上は対象外 (詳細は右記窓口へお問い合わせください。)	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	
未熟児養育医療	出生時体重が2,000g以下のもの又は生活力薄弱で医師が入院養育を必要と認めたものの医療	・指定養育医療機関での入院治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	世帯の市町村民税額により自己負担あり
小児慢性特定疾病医療	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、脈管系疾患、骨系統疾患群に罹患している18歳未満の児童等の医療	・指定医療機関での治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の市町村民税額による月額自己負担上限額の設定あり
育成医療	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓障害、腎臓障害、その他の内臓障害、免疫機能の障害など身体に障害のある18歳未満の児童に対し、手術などにより改善が見込まれる者の医療	・指定育成医療機関、担当医師による治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	原則1割自己負担 (世帯の市町村民税額による月額自己負担上限額の設定あり)
補装具の交付及び修理	身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童に対する補装具の交付及び修理	・指定医師の指示のもとに 指定業者で作成	市町役場	原則1割自己負担
療育医療	骨関節及びその他の結核に罹患し長期にわたり入院治療している18歳未満の児童の医療及び学習などに必要な物品の支給	・指定療育医療機関での入院治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の所得税額により自己負担あり

〈問合せ先〉

(一社) 石川県タクシー協会 ☎(076)254-1348

<http://www.taxi-ishikawa.jp/>

将来子どもを望むみなさまへ

いしかわ **プレ妊活健診** を
ご夫婦で受けてみませんか？

プレ妊活健診ってなに??

将来の妊活に備え、ご夫婦の健康状態のチェックと、併せて産婦人科医師等から妊娠に関する正しい知識を学んだり、今後の妊活について直接相談できます。

対象：県内にお住まいの妻の年齢が40歳未満のご夫婦
※対象要件が変更となる場合があります。

費用：無料

▶▶ 健診の受け方

STEP1 お住まいの市町で
受診券を受け取る

STEP2 希望する医療機関
を予約する

STEP3 夫婦で受診する

STEP4 結果を確認する



制度の詳細やお問い合わせ先については、県HPよりご確認ください。

県HPはこちら⇒



〔お問い合わせ先〕
石川県健康福祉部少子化対策監室
TEL:076-225-1424

15 ホームスタート

どんなもの

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援事業」です。

週に一度、2時間程度、4回～6回程度訪問し友人のように寄り添いながら「傾聴」（気持ちを受け止めながら話を聴く）や「協働」（育児家事や外出を一緒にする）等の活動を行います。

親が心の安定を取り戻し、地域に踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりも支援します。

※活動はフレンドシップを主としたものですのでベビシッターや家事代行はできません。

ホームページ（ホームスタートジャパン）

<http://www.homestartjapan.org/>

利用方法は

各実施施設で直接受け付けています。

〈利用料金〉

無料

〈対象年齢〉

6歳未満のお子さんがある家庭

※妊娠前から利用できます。

〈実施団体〉

ホームスタート・かが【NPO法人かもママ】

加賀市下河崎町79-2

☎(0761)75-7933

ホームページ <https://kamomama.com>

ホームスタートはくさん【認定NPO法人おやこの広場あさがお】

白山市殿町39

☎(076)275-8677

ホームページ <http://oyako-asagao.com>

16 障害児に関する 事業・児童福祉施設等

どんなもの

子どもの心身の成長について児童相談所や県保健福祉センター・市町などに相談し、特別な訓練・指導が必要となった場合に利用する事業及び施設です。

参照 児童相談所（49ページ～）

県保健福祉センター（49ページ）

《通所しながらの利用》 ☎資料51ページ～

児童発達支援（福祉型・医療型）

日々保護者の下から通所する障害児に、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。（医療型の場合は、併せて治療を行います。）

放課後等デイサービス

就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

《訪問支援》 ☎資料53ページ

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により通所が困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。

《入所しての利用》 ☎資料54ページ

障害児入所施設（福祉型・医療型）

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。

（医療型の場合は、併せて治療を行います。）

《相談機関》

発達障害

自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障害の方々を中心として、発達上の悩みをお持ちの方やそのご家族等のための支援を行っています。

石川県発達障害支援センター

金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内

(076)238-5557

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/top.html>

（※メールでの相談等は行っておりませんのでご了承ください）

月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

発達障害者支援センターパス

金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2F

(076)257-5551

メール info@center-path.com

ホームページ <http://www.center-path.com>

月～土（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30

〈市町発達相談センター〉

小松市 発達支援センターえぶりい

(0761)24-8434

輪島市 発達支援室（子育て健康課内）

(0768)23-0082

加賀市 こども育成相談センター

(0761)73-0229

かほく市 こども発達相談支援センター
(あおぞら内) (076)283-8890
白山市 発達相談センター (076)276-8819
能美市 子ども発達支援センター

(0761)58-8400
野々市市 発達相談センター (076)248-1333
※市町担当課については59ページをご覧ください。

医療的ケア

いしかわ医療的ケア児支援センターこのこの

金沢市岩出町二73-1 医王病院1階
メール 303-lcare.ishikawa@mail.hosp.go.jp
TEL 076-203-6090/FAX 076-203-6081
月曜日～金曜日 9:00～17:00 (年末年始除く)

療育相談

在宅の知的障害児等の地域での生活を支えるため、
専門的な療育指導を行います。

石川療育センター

金沢市上中町イ67番2 (076)229-3033

小松療育園

小松市瀬領町丁1番地2 (0761)46-1306

加佐ノ岬倶楽部

加賀市橋立町ふ23 (0761)75-1627

B'sサポート

白山市北安田町548番地2 (076)275-0656

サポートアメニティあらいぶ

羽咋郡宝達志水町小川貳の部7-1 (0767)28-8820

障害児相談支援事業所

障害児通所支援を行う事業所を利用する場合、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

子どもの虐待

子どもの虐待とは

一般に、保護者が、子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育が行われないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことを言います。

子どもの虐待のタイプ

子どもの虐待には、一般的には次のように分類されますが、これらの行為は、重複することがよくあります。

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為です。

例えば、蹴る、殴る、突き飛ばす、首をしめる、たばこの火を押しつける、冬に戸外に締め出す、また首がすわっていない乳児をあやすために強く揺さぶるなどの行為を言います。



性的虐待

子どもに性的行為や、性的いたずらをする、性器をみせる、性に関するビデオを観ることを強要するなどです。

ネグレクト（放置、保護の怠慢）

子どもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心な行為を言います。

例えば、食事を与えない、汚れた衣類を着せたままにする、病気にかかっても医者に診せないなどです。

また、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置することも、ネグレクトに含まれます。



心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度をすることで子どもの心を傷つける行為のことです。

例えば、「お前なんか生まれてこなければよかったのに」や「死んでしまえ」など言葉による脅かしで子どもの心を傷つけたり、子どもを無視したり、きょうだいで差別したりすることなどがあります。

また、子どもの目前での配偶者に対する暴言や暴力など、子どもに著しい心理的外傷を与えるものも、心理的虐待に含まれます。

虐待が子どもに及ぼす影響

近年、脳画像の研究から、子どもへの体罰や暴言が脳内に様々な変化を引き起こし、目には見えない大きなダメージを与えていることが分かってきています。これは子ども自身のその後の人生において「生きづらさ」を抱えさせてしまう原因にもなりかねません。

子どもへの体罰や暴言は、保護者が望むような「愛の鞭」をもたらす結果にはならず、子どもにとっては「百害あって一利なし」ということを認識しておくべきです。

法律上でも、令和2年4月1日施行の児童虐待防止法改正で、親権者は子どものしつけに際して体罰を加えてはいけなく定められています。

一人で悩んでいませんか

保護者にとって子どもの心や身体の成長・発達については、不安になることもあるでしょう。

そうした悩みがある場合には、一人で悩まないで、周りの人や身近な相談機関（市町保健センター、保育所、児童相談所等）の利用、育児サークルへの参加などにより、よき相談相手をつくりましょう。

虐待かもと思ったら
児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
189 番へ